

令和5年2月14日

報道機関 各位

## 国立大学法人長崎大学と第七管区海上保安本部との「複数同時 検視及び身元調査に関する協定」の締結式の実施について

国立大学法人長崎大学と第七管区海上保安本部は、昨年北海道で発生した知床観光遊覧船沈没事故を受け、海難等によって同時に複数の死者が発生した際、海上保安官が行う検視及び身元調査に万全を期するため協定を締結します。海上保安庁と大学との協定としては全国で初めてであり、大学施設や検視のための設備等の使用及び検視立会医師の派遣について円滑な協力を行います。

これに伴い、下記のとおり締結式を行いますのでお知らせします。

### 記

#### 1 日時及び場所

- (1) 日時：令和5年2月27日（月）  
【事前記者レク】 15時00分～  
【協定式】 15時30分～（概ね30分）  
(2) 場所：長崎大学事務局2階 第3会議室

#### 2 概要

##### (1) 協定締結者

国立大学法人 長崎大学長	河野 茂（こうの しげる）
第七管区海上保安本部長	島谷 邦博（しまや くにひろ）

##### (2) 協定の内容

- ①検視等の実施に必要な大学構内敷地及び施設並びに設備等の使用
- ②検案医師の派遣
- ③遺体の安置保管のための大学施設及び設備の使用

##### (3) 協定の目的

第七管区海上保安本部管轄海域において海難により一度に複数の死者が発生した際、検視等の実施に必要な施設及び設備等の使用並びに検案医師の派遣協力について、必要な連絡調整や手続きを迅速化し、海上保安官が行う検視及び身元の特定に万全を期すため。

#### 【本リリースに関するお問い合わせ先】

長崎大学生命医科学域・研究所事務部 総務課（担当：永野、篠木）

TEL：095-819-7195 E-mail：gakujutu\_kikaku@ml.nagasaki-u.ac.jp